

令和2年度補正予算（第2号）の概要

1. 新型コロナウイルス感染症対策関係経費 318,171億円

(1) 雇用調整助成金の拡充等 4,519億円

※ 上記は労働保険特別会計への繰入や週所定労働時間20時間未満の労働者にかかる事業について、一般会計で措置した額であり、この他、同特別会計で8,576億円を措置している。

(2) 資金繰り対応の強化 116,390億円

- ・ 中小・小規模事業者向けの融資〔88,174億円〕
- ・ 中堅・大企業向けの融資〔4,521億円〕
- ・ 資本性資金の活用〔23,692億円〕

金融機能の強化

金融機能強化法に基づく民間金融機関に対する資本参加スキームの期限を延長するとともに、資本参加枠を15兆円に拡充。

(3) 家賃支援給付金の創設 20,242億円

(4) 医療提供体制等の強化 29,892億円

- ・ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金〔22,370億円〕
 - ※ うち医療〔16,279億円〕、介護等〔6,091億円〕。
- ・ 医療用マスク等の医療機関等への配布〔4,379億円〕
- ・ ワクチン・治療薬の開発等〔2,055億円〕

(注) このほか、令和2年度補正予算（第1号）で措置した新型コロナウイルス感染症対策予備費を活用し、学生支援緊急給付金531億円（令和2年5月19日閣議決定）、医療用マスク等の医療機関等への配布1,680億円及び診療報酬上の特例的な評価（国庫負担分）159億円（令和2年5月26日閣議決定）を措置。

(5) その他の支援 **47,127億円**

① 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充 20,000億円

② 低所得のひとり親世帯への追加的な給付 1,365億円

③ 持続化給付金の対応強化 19,400億円

④ その他 6,363億円

- ・ 持続化補助金等の拡充 [1,000億円]
- ・ 農林漁業者の経営継続補助金の創設 [200億円]
- ・ 文化芸術活動の緊急総合支援パッケージ [560億円]
- ・ 自衛隊の感染症拡大防止・対処能力の更なる向上 [63億円]
- ・ 地域公共交通における感染拡大防止対策 [138億円]
- ・ 個人向け緊急小口資金等の特例貸付 [2,048億円]
- ・ 教員、学習指導員等の追加配置 [318億円]
- ・ 教育ICT環境整備等のための光ファイバ整備推進 [502億円]
- ・ 学校再開に伴う感染症対策・学習保障等 [421億円]
- ・ スマートライフ実現のためのAIシミュレーション事業 [14億円]

(6) 新型コロナウイルス感染症対策予備費 **100,000億円**

2. 国債整理基金特別会計へ繰入（利払費等） **963億円**

3. 既定経費の減額（議員歳費） **▲20億円**

補正予算の追加歳出計 **319,114億円**

- ▶ 新型コロナウイルスとの長期戦が見込まれる中、国民のいのち、雇用、生活を守るため、第一次補正予算等で措置した対策と相まって、「感染拡大の抑え込み」と「社会経済活動の回復」の両立を目指すための対策を強化する。
- ▶ 追加額 4兆9,733億円（うち一般会計 3兆8,507億円、労働保険特別会計 1兆4,446億円） ※一般会計から労働保険特会への繰入があるため、3,220億円が重複する。

1. 検査体制の充実、感染拡大防止とワクチン・治療薬の開発

(1) PCR等の検査体制のさらなる強化

- **地域外来・検査センターの設置とPCR・抗原検査の実施【366億円】**
 - ・ 地域外来・検査センターの業務委託等を支援し、検査体制を強化
 - ・ 行政検査としてPCR・抗原検査を実施
- **検査試薬・検査キットの確保【179億円】**
 - ・ PCR検査試薬、抗原検査キットの買上げ等
- **抗体検査による感染の実態把握【14億円】**
 - ・ ウイルスの抗体保有状況等を把握するための疫学調査を拡大

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る情報システムの整備

- **感染拡大防止システムの拡充・運用等【13億円】**
 - ・ 感染者等の情報を把握・管理するシステム（HER-SYS）の機能拡充
- **新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システムの拡充【29億円】**
 - ・ 医療機関から患者の受入れ状況や医療機器の稼働状況等の情報を迅速に収集するシステム（G-MIS）について、調査対象医療機関の拡大、情報収集項目の追加

(3) ワクチン・治療薬の開発と早期実用化等

- **ワクチン・治療薬の開発等【600億円】**
 - ・ ワクチン・治療薬等の開発資金の補助
- **ワクチンの早期実用化のための体制整備【1,455億円】**
 - ・ ワクチン開発と並行して生産体制の整備、シリンジ・注射針の買上げ・備蓄等

3. 雇用調整助成金の抜本的拡充をはじめとする生活支援

(1) 雇用を守るための支援

- **雇用調整助成金の抜本的拡充【7,717億円】**
 - ・ 雇用調整助成金の日額上限を8,330円から15,000円に特例的に引き上げ、緊急対応期間を9月まで延長
- **新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（仮称）の創設【5,442億円】**
 - ・ 休業期間中の賃金の支払いを受けられなかった中小企業の労働者に対し、当該労働者の申請により、支援金を支給
- **失業等給付費の確保【2,441億円】**
 - ・ 雇用失業情勢の変化に対応するため、失業等給付費を確保
- **就職支援の強化等【34億円】**
 - ・ ハローワークの就職支援ナビゲーターを拡充し、担当者制による就職支援の強化
- **外国人労働者に係る相談支援体制等の強化【2.5億円】**
 - ・ 雇用等に係る情報の多言語による発信強化
- **小学校等の臨時休業等に伴う特別休暇取得制度への支援【50億円】**
- **新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により休業する妊婦のための助成制度の創設【90億円】**

2. ウイルスとの長期戦を戦い抜くための医療・福祉の提供体制の確保

- **新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の抜本的拡充（国庫負担10/10）【2兆2,370億円】**
 - ・ 医療提供体制の整備等について、新たにメニューを追加
 - ✓ 重点医療機関への支援、医療従事者等への慰労金の支給、救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止対策、医療機関・薬局等の感染拡大防止等のための支援 等
 - ・ 介護・福祉分野の支援についても、新たに対象に追加
 - ✓ 感染症対策を徹底したサービス等の提供をするために必要な経費、介護・障害福祉事業所の職員への慰労金の支給、サービス利用の再開支援 等
 - **医療・福祉事業者への資金繰り支援の拡充【365億円】** ※この他、貸付原資として1.32兆円を財政融資
 - ・ （独）福祉医療機構による無利子・無担保等の危機対応融資の拡充
 - ・ 融資までの対策としての診療報酬等の一部の概算前払いに必要な借入利子等の補助
 - **医療用物資の確保・医療機関等への配布等【4,379億円】** ※この他、予備費により1,680億円
 - ・ サージカルマスク、N95マスク、ガウン、フェイスシールド、手袋といった個人防護具等を買上げ、必要な医療機関等に優先配布、必要に応じて備蓄
 - **薬局における薬剤交付支援事業【11億円】**
 - **介護・障害福祉分野における感染拡大防止等への支援【3.3億円】**
 - ・ 事業所職員が医療的見地からの相談を受けられる窓口の設置、専門家による実地指導等
 - **就労系障害福祉サービスの活性化等福祉サービス提供体制の確保【22億円】**
 - ・ 生産活動が停滞し減収となっている就労継続支援事業所の再起を支援
 - **医療的ケア児者への衛生用品等の優先配布【9.4億円】**
- ※ 上記取組にあわせて、診療報酬において、重症・中等症患者の診療や医療従事者の感染リスクを伴う診療等に係る特例的な評価を行う。

(2) 生活の支援等

- **個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施【2,048億円】**
- **生活困窮者等への支援の強化【65億円】、住まい対策の推進【99億円】**
 - ・ 自立相談支援機関等の人員体制強化、住居確保給付金の支給、アパート等への入居支援
- **自殺防止に関する相談体制の強化と相談環境への支援【8.7億円】**
- **低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金の支給【1,365億円】**
- **感染防止に配慮した児童虐待、DV、ひとり親家庭等の相談支援体制の強化【4.2億円】**
- **「子どもの見守り強化アクションプラン」を踏まえた見守り体制の強化【41億円】**
 - ・ 児童相談所や市町村の体制強化、子ども食堂や宅食等を行う民間団体等の支援
- **妊産婦等への支援の強化【177億円】**
 - ・ 妊産婦に対する寄り添い型支援と検査費用の補助、オンライン保健指導、乳幼児健診の個別化等
- **生活衛生関係業者への資金繰り支援の拡充等【189億円】**

家賃支援給付金

令和2年度第2次補正予算案額 2兆242億円

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して給付金を支給します。
- 給付対象となる事業者は、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等とします。

成果目標

- 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が大きい事業者の事業継続を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

5月～12月において以下のいずれかに該当する者に、給付金を支給。

- ① いずれか1か月の売上が前年同月比で50%以上減少
- ② 連続する3ヶ月の売上が前年同期比で30%以上減少

給付額は、申請時の直近の支払家賃（月額）に基づき算出される給付額（月額）の6倍（6カ月分）。給付率・給付上限額は下図の通り。

